

公 聴 会 記 録

1. 趣 旨

中心市街地の都市機能及び魅力の低下に伴い、交流人口の減少と賑わいが失われてきており、広域交流拠点づくり、都市機能の整備を官民との複合開発により相互連携、相乗効果を促進し、県都ふくしまに相応しい持続性ある賑わい拠点づくりの形成が求められている。

そのような中、市街地再開発準備組合が設立され、準備組合から都市計画提案制度による第一種市街地再開発事業の提案を受け、住民の意見を反映し、市決定の都市計画の案として取りまとめるため、都市計画法及び都市計画公聴会規則に基づいて公聴会を開催した。

2. 都市計画案件の概要

① 県北都市計画 高度利用地区の変更について（素案）

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の「容積率の最高限度及び最低限度」、建築物の「建蔽率の最高限度」、建築物の「建築面積の最低限度」並びに「壁面の位置の制限」を定める高度利用地区の変更を行う。

② 県北都市計画 第一種市街地再開発事業の決定について（素案）

第一種市街地再開発事業を実施するにあたり、事業区域の位置、範囲、規模、主要な用途の都市計画決定を行う。

【予定箇所 福島市栄町地内（参考）】



3. 公聴会の期日及び場所

期 日 令和元年 12月 25日（水）午後 6時 30分 から

場 所 福島テルサ 3階 あぶくま

公 述 人 2名

傍 聴 人 一般傍聴 12名 報道 2名

4. 案の公告・縦覧

公 告 日 令和元年 12 月 6 日（金）

縦 覧 期 間 令和元年 12 月 6 日（金）から令和元年 12 月 20 日（金）までの平日
8 時 30 分から 17 時 15 分まで

縦 覧 場 所 都市計画課（市役所本庁舎東棟 6 階）

5. 公述の申し出

県北都市計画 第一種市街地再開発事業の決定（素案）について、2 名の方より公述の申し出あり

6. 公述人の氏名

1 番 鈴木 深雪

2 番 鈴木 一海

7. 公述人が述べた意見の要旨

1 番 鈴木 深雪

国際会議が誘致できる規模のコンベンションホールの計画があるとのことで、多くの方々に福島に来ていただき、駅前にとどまらず福島の素晴らしい自然、美味しい果物などを知ってもらえることは大変重要であり、それに似合うようなおもてなし空間や宿泊施設が必要不可欠ではないかと考える。

また、訪れる人々だけではなく、市民のための誇れる施設となることを切に願う。

そのためには、多くの市民が気軽に、安心して集える開かれた空間の確保、周辺施設等との繋がりを重視した回遊性の向上、学生が活用しやすい学習空間を確保することで、にぎわいが生まれるのではないかと考え、高齢者や子育て世代でも快適に暮らせるような住環境の整備も、中心市街地の活性化には欠かせない要素と思う。

最後に、駐車場についてですが、ウォーカーブルシティの推進、国際的な目標である SDG_sの推進を鑑みても、必要最小限が良いのではないかとと思う。

2 番 鈴木 一海

福島駅東口地区は、県都ふくしまの玄関口かつ福島市の中心拠点に位置付けられるエリアであるが、一方で商業施設の老朽化や、賑わいが薄れつつある現状を踏まえ、福島駅東口という好立地を十分に生かした、魅力的かつ継続的なにぎわいが創出されるよう、是非、本事業を推進して欲しい。

さらに、集客力の高い商業機能、イベント・学会・展示会等により人を呼び込む公共

施設、県都ふくしまの営みや魅力の情報発信機能、バンケット機能を備えた宿泊施設、高齢者にも配慮した安全・安心で快適にすごせる住宅機能についての整備を要望する。

8. その他公聴会の経過に関する事項

公述いただいた意見を十分に踏まえて案を取りまとめ、福島県との協議を経て、福島市都市計画審議会に諮り、都市計画法の手続きを進めていく。